O. 法律の目的 (第1条)

【改正趣旨】

給水需要の増加に合わせた水道の拡張整備を前提とした時代から、人口減少に伴う水の需要の減少、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化の進行等の状況を踏まえ、既存の水道施設を維持・更新するとともに、必要な人材の確保が求められる時代となったことに対応し、水道の計画的な整備から水道の基盤の強化が求められている。このため、目的規定を改正するもの。

改正前

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、<u>水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成する</u>ことによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。



改正後

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、<u>水道の基盤を強化する</u>ことによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

1. 水道事業の基盤強化及び広域連携の推進 (第1条、第2条の2、第5条の2、第5条の3、第5条の4)

現状•課題

- 水道の普及率は97.9%(平成28年度末)となっており、引き続き未普及地域への水道の整備は必要であるものの、水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化。
- 高度経済成長期に整備された水道施設の老朽 化や耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模 で経営基盤が脆弱であること、団塊世代の退職 等による水道に携わる職員数の大幅な減少</u>が課 題となっている。
- また、1355の上水道事業の内、<u>給水人口5万</u> 人未満の小規模な事業者が921と多数存在(平 成28年度)しており、経営面でのスケールメリット を創出することができる<u>広域連携が必要</u>となって いることから、広域連携のより一層の推進を図る ため、<u>都道府県に、その推進役として一定の役割</u> が期待されている。

改正法

- 法律の目的における「水道の計画的な整備」を「水道 の基盤の強化」に変更する。(第1条)
- 〇 国、都道府県、市町村、水道事業者等に対し、「水道 の基盤の強化」に関する責務を規定する。

特に、都道府県には水道事業者等の<u>広域的な連携の</u> 推進役としての責務を規定する。(第2条の2)

- <u>国は、</u>水道の基盤を強化するため、<u>基本方針を定める</u>こととする。(第5条の2)
- <u>都道府県は</u>水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、<u>水道基盤強化計画を定めることができる</u>こととする。(第5条の3)
- 〇 都道府県は、水道事業者等の間の広域的な連携の 推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員 として、広域的連携等推進協議会を設置できることとす る。(第5条の4)

広 域 連 携 の 推 進

水道事業は主に市町村が経営しており、小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要である。料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

広域連携の形態		内容	事例
事業統合		・ <u>経営主体も事業も一つに統合された形態</u> (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている。)	香川県広域水道企業団 (香川県及び県下8市8町(直島 町を除く)の水道事業を統合 (H30.4~))
経営の一体化		・ <u>経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態</u> (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異 なる。)	大阪広域水道企業団 (大阪広域水道企業団が、四條畷 市・太子町・千早赤阪村の水道事 業を経営(H29.4~))
業務の共同化	管理の一体化	・水質検査や施設管理等、維持管理の共同実施・共同委託・総務系事務の共同実施、共同委託	神奈川県内5水道事業者(神奈川県、 横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県 内広域水道企業団)の水源水質検査等 の業務を「広域水質管理センター」に 一元化(H27.4~)
	施設の 共同化	・水道施設(取水場、浄水場、水質試験センターなど)の共同 設置・共用 ・緊急時連絡管の接続	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が 共同で浄水場を建設(H24.4.1か ら供用開始)
その他		・災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等	多数 3

水道広域化の類型化

- 老朽化施設の更新・耐震化を実施するのに必要な<u>資金と人材の確保</u>といった課題に対する、有効な対策手段の一つに広域化が挙げられる。
- これまでの広域化実施事例を類型化すると、概ね以下の3パターンに整理される。

これのでの四次に交通す例で規葉にすることはは次十ののパグラフに正述これる。					
	垂直統合型	水平統合型	弱者救済型		
形態	・用水供給事業と受水末端事業との 統合(経営統合を含む)	・複数の水道事業による統合 (経営統合を含む)	・中核事業による周辺小規模事業の吸収統合(経営統合を含む)		
メリット	 ・既に施設が繋がっているため、施設の統廃合を行いやすい。 ・末端事業が所有する水源や浄水場等の廃止が可能。 ・施設統廃合に伴う事業費の削減により水道料金上昇を抑制。 ・水源から蛇口までを一元的に管理でき、安全度が向上。 	 ・経営資源の共有化。 ・規模の拡大に伴い、業務の共同化や民間委託の範囲拡大など効率的な運営による効果が大きい。 ・施設統廃合に伴う事業費の削減により水道料金上昇を抑制。 	(中核事業) ・ <u>中核事業体としての地域貢献</u> (小規模事業) ・ <u>水道料金の上昇を抑制。</u> ・給水安定度の向上 ・ <u>事業基盤が安定</u>		
デメリット	・給水安定度向上のためには、末端 間の連絡管整備が必要となり、事 業費の増大となる場合がある。	 ・地理的条件から施設統廃合ができない場合に、統合によるメリットは少なくなる。 ・水道料金上昇が伴うと、複数の事業体による料金決定が困難になる場合がある。 	 (中核事業) ・給水条件の悪い事業を統合する場合は、経営的な負担が増す。 (小規模事業) ・統合に伴う施設整備費の負担が発生。 ・出資金や借金の清算等、広域化にあたり一時的な財政負担が発生。 		
主な事例	·岩手中部地域、·中空知地域 ·淡路地域 ·香川県	·埼玉秩父地域 ·岩手中部地域 ·群馬東部地域 ·香川県	-北九州市		